

## ご提案にあたっての留意点

- (1) 個人からのご提案は受け付けません。
- (2) ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。
  - ① 法令や公序良俗に反する場合
  - ② 名古屋市の施策や規程等に反する、矛盾する又は抵触する場合
  - ③ 単に事業者や商品の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものの場合
  - ④ 反社会的勢力である又は反社会的勢力との関わりがある場合
  - ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
  - ⑥ 公共性・公平性に問題がある等、その他、名古屋市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- (3) ご提案に関する庁内の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (4) ご提案内容やその後の対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (5) ご提案は、ご提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (6) ご提案後の対話・調整の結果、事業スキームが確定し、最終的に実施に至ることとなった場合、提案者が必ずしもその実施主体とならない場合があります。

・本市財政負担が「ある」事業スキームの場合

⇒実施主体の決定にあたり公正な契約手続が必要となります。

※「提案者」という立場のみで随意契約が可能となるものではありません

・本市財政負担が「ない」事業スキームの場合

⇒他の事業者の参入余地によっては、実施主体の決定にあたり公募が必要となる場合があります。

- (7) 提案の成立・不成立に関わらず、名古屋市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (8) この送信フォームは、SSL技術により暗号化され、入力された個人情報や個人情報を安全に送信できます。いただきましたご提案内容やお名前、メールアドレス、ご住所、電話番号につきましては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- (9) ご提案内容等については、事業を実施する際の公表を除き原則公表しません。ただし、

実現に向けた調整を行うにあたって必要な範囲で、本市の各部署及び調整に必要な諸機関に情報提供をすることがあります。

- (10) 提案実現後は、本市の広報等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表する場合があります。
- (11) 職員が職務上作成又は取得した文書等は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開の対象となっていることから、第三者から公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報を除き以外は、公開の対象となりますのでご了承ください。
- (12) 提案から事業の実施までの過程のなかで、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。